

# 農業委員会総会議事録

(令和7年1月10日開催分)

熊本市農業委員会

## 熊本市農業委員会総会議事録

日時 令和7年1月10日（金）午後3時00分

場所 熊本市中央区二の丸1番1-2号 桜の馬場城彩苑 多目的交流施設

### 農業委員23名

|            |           |           |
|------------|-----------|-----------|
| 1番 西富 大二郎  | 2番 深水 進   | 3番 西村 清敏  |
| 4番 牧坂 邦夫   | 5番 福原 幸一  | 6番 葭村 誠一  |
| 7番 網田 稔    | 8番 徳永 芳也  | 9番 東 哲治   |
| 10番 田中 敏郎  | 11番 田中 友博 | 12番 森山 哲也 |
| 13番 林田 智博  | 14番 谷口 憲治 | 15番 (欠 員) |
| 16番 内田 勤矢  | 17番 宮本 淳一 | 18番 松田 則康 |
| 19番 上村 悦美  | 20番 福嶋 徳行 | 21番 上島 恵二 |
| 22番 木下 三智也 | 23番 牧野 正治 | 24番 上田 隆幸 |

欠席委員（上記23名中1名が欠席）

22番 木下 三智也

午後3時00分 開会

事務局 それでは、定刻になりましたので、ただいまから熊本市農業委員会総会を開会いたします。

本日は議席番号22番の木下委員におかれましては、事前の欠席の届出があっております。したがって、本日の農業委員会総会の出席は、農業委員総数23名中22名の出席で、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する定足数に達しており、総会が成立しておりますことを報告します。

それでは、会長、ご挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さん、明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

皆様におかれましては、健やかな新年を迎えられたこととお喜び申し上げます。さて、地域計画の策定も大詰めを迎えております。我々農業委員会といたしましては、策定後の計画実現に向けた取組が最も重要であると考えております。委員の皆様には、計画実現に向けて関係機関と連携した積極的な取組を引き続きよろしくお願い申し上げます。

それでは、本日の総会は、農地法に基づく許可申請や農地利用集積

計画などが主な議案となっております。総会の審議がスムーズに進行できますよう皆様のご協力をお願い申し上げ挨拶いたします。よろしくお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。

総会は、熊本市農業委員会総会会議規則第4条に基づき、会長が議長になり議事の進行を行うこととなっております。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

議長

それでは、議事に入りますが、議事に入るに当たり、総会次第3の議事録署名者及び総会書記を指名いたします。本日の議事録署名者には、21番の上島恵二委員と23番の牧野正治委員を、書記に事務局の坂本哲也主査を指名いたします。よろしくお願いいたします。

本日の議事は、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請から第10号議案、農地利用最適化推進委員の委嘱についてまでの10件でございます。

初めに、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請32件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、農地法第3条第2項の判断基準により、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

1番 西富大二郎委員

1番委員の西富です。

1番から3番につきましては、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻、大豆を作付される農家で、申請地には水稻、大豆を作付されるということです。

2番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻、キノコ類を作付される農家で、申請地にはマイタケ、ユキタケ、アワビタケをビニールハウスで菌床栽培されるということです。

3番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻、大豆を作付される農家で、申請地には水稻、大豆を作付されるということです。

以上3件、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく

お願いいたします。

議 長           ただいま1番から3番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同           異議なし。

議 長           異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、4番。

12番 森山哲也委員

12番委員、森山です。

4番から6番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

4番は、新規就農による所有権移転の申請です。譲受人は自営業で知人のミカン農家で3年間経験を積まれておられます。譲受人は先日の地区委員会に出席いただき、営農計画等の聞き取りを行い、許可後はミカンを作付される計画で、今回の申請については問題ないものと判断いたしました。

5番は、令和6年10月総会にて競売買受適格証明願が承認された競売の結果報告です。

6番は、新規就農による所有権移転の申請です。譲受人は会社員で譲受人の父が以前農業を営んでおられました。譲受人は先日の地区委員会に出席いただき、営農計画等の聞き取りを行い、許可後は父に指導を受けながら家族で水稻を作付される計画で、今回の申請については問題ないものと判断いたしました。

以上3件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるものとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長           ただいま4番から6番について地元委員よりご報告がございましたが、5番については許可書交付済みです。4番と6番について何かご意見ございませんか。

一 同           異議なし。

議 長           異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。

次は、7番。

9番 東哲治委員

9番委員、東です。

7番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

7番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は果樹を栽培されている兼業農家で、申請地には露地野菜、ミカンを作付される計画です。

以上1件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま7番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、8番。

11番 田中友博委員

11番委員、田中です。

8番から10番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

8番と9番は関連で、交換のための所有権移転の申請です。申請地はそれぞれが所有する農地に隣接、もしくは近接する農地であることから、耕作の便利上交換されるものです。8番の譲受人は水稻、ナスを栽培されている農家で、申請地にはナスを作付される計画です。9番の譲受人は水稻、ナスを栽培されている農家で、申請地にはナスを作付される計画です。

10番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻を栽培されている兼業農家で、申請地には水稻を作付される計画です。

以上3件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま8番から10番について地元委員よりご報告がございまし

たが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
次は、11番。

13番 林田智博委員

13番委員、林田です。

11番から14番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

11番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻、露地野菜を栽培されている農家で、申請地には許可後、水稻、露地野菜を作付される計画です。

12番は、親戚から贈与による所有権移転の申請です。譲受人は水稻、施設園芸を栽培されている農家で、申請地には許可後、水稻を作付される計画です。

13番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻、ナスを栽培されている農家で、申請地には許可後、ナスを作付される計画です。

14番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻、ナスを栽培されている農家で、申請地には許可後、ナスを作付される計画です。

以上4件、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当せず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま11番から14番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
次は、15番。

17番 宮本淳一委員

17番委員、宮本です。

15番から17番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

15番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稻、麦、大豆を作付されており、許可後は水稻を作付される計画です。

16番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稻を作付されており、許可後は水稻を作付される計画です。

17番は、新規就農による賃借権設定の申請です。借受人は農業を始めるに当たり、令和4年頃から知人の下で農業の手伝いをされております。許可後は申請地にキャベツ、オクラを作付される計画です。借受人に先日の地区委員会に出席いただき、営農計画等の聞き取りを行った結果、今回の申請については何ら問題のないものと判断いたしました。

以上3件について、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長           ただいま15番から17番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一           同           異議なし。

議長           異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、18番。

3番   西村清敏委員

3番委員、西村です。

18番から22番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

18番と19番は関連で、経営拡張のため賃借権を設定する申請です。借受人はブドウを作付する専業農家で、許可後はブドウを作付する計画です。

20番は、経営拡張のため賃借権を設定する申請です。借受人は水稻を作付する専業農家で、許可後は水稻を作付する計画です。

21番は、経営拡張のため所有権を移転する申請です。譲受人はミカンを作付する専業農家で、許可後はミカンを作付する計画です。

22番は、経営拡張のため所有権を移転する申請です。譲受人は水稻、カンショを作付する兼業農家で、許可後はカンショを作付する計

画です。

以上5件、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、何ら問題ないとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いします。

議長           ただいま18番から22番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一       同           異議なし。

議長           異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、23番。

#### 19番 上村悦美委員

19番委員、上村です。

23番から32番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

23番は、新規就農のため、賃借権を設定する申請です。借受人は飲食業を営んでおり、今回、管理不能となった知人の栗畑を借受、一部改植を行い、引続き、栽培する計画です。肥培管理については、貸人及び申請地の近くに住む義父の助言、手伝いを受ける予定です。

24番は、経営拡張のため所有権を移転する申請です。譲受人は水稻、柿を栽培する専業農家で、許可後は水稻を作付される計画です。

25番は、経営拡張のため所有権を移転する申請です。譲受人は水稻、スイカ、メロンを栽培する専業農家で、許可後は水稻を作付する計画です。

26番は、同居する孫へ贈与のため所有権を移転する申請です。譲受人は水稻、スイカ、メロンを栽培する専業農家で、許可後も水稻、スイカ、メロンを作付する計画です。

27番は、新規就農のため第三者から贈与を受け所有権を移転する申請です。譲受人は不動産を営む自営業で、許可後はニンニクを作付する計画です。なお、譲渡人は既に離農しており、所有するトラクター等の農機具を譲受人に貸与する予定です。また、肥培管理については、申請地に隣接する農家から指導を受ける予定です。さらに、JA鹿本指導員とも連絡を取り合っており、指導を行っていただく見込みです。

28番は、経営拡張のため所有権を移転する申請です。譲受人は水

稲、メロンを栽培する専業農家で、許可後は栗を作付する計画です。

29番は、遺贈のため所有権を移転する申請です。譲受人は水稻、露地野菜を作付する専業農家で、許可後はカボチャを作付する計画です。

30番は、経営拡張のため所有権を移転する申請です。譲受人はスーパーを経営する傍ら栗を栽培する兼業農家で、許可後は栗を作付する計画です。

31番は、第三者へ贈与のため所有権を移転する申請です。譲受人は栗、桃、柿のほか、露地野菜を作付する専業農家で、許可後は栗を作付する計画です。

32番は、経営拡張のため所有権を移転する申請です。譲受人は水稻、露地野菜を栽培する専業農家で、許可後は水稻を作付する計画です。

以上10件、先日の地区委員会におきまして検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当なものと協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長           ただいま23番から32番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一     同           異議なし。

議長           異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
続きまして、第2号議案、事業計画変更承認申請14件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、協議状況のご報告をお願いいたします。  
それでは、1番、お願いします。

24番 上田隆幸委員

24番委員、上田です。

1から14番につきまして、先日の地区委員会での協議状況を報告いたします。

1番から8番まで及び9番から14番までが関連で、変更申請の理由は同じです。ともに令和6年12月18日に農地法第5条の規定により許可をした案件ですが、当初の転用申請の際は分筆前の地番及び面積で申請がなされておりました。所有権移転登記を行うために、分筆後の地番、面積での許可が必要であることから、事業計画変更承認

申請がなされたものです。

1 番から 8 番は当初申請 1 1 筆 3, 8 6 9 m<sup>2</sup>を 1 3 筆 3, 8 7 0 m<sup>2</sup>へ変更。9 番から 1 4 番は当初申請 6 筆 7 0 5 m<sup>2</sup>を 6 筆 7 0 0. 9 6 m<sup>2</sup>へ変更するものです。そのほかの申請内容に変更はありません。

以上 1 4 件、先日の地区委員会で検討した結果、変更後の地番、面積でも当初計画と同じく転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長           ただいま 1 番から 1 4 番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同           異議なし。

議 長           異議なしということで、申請どおり承認することに決定いたします。  
続きまして、第 3 号議案、農地法第 4 条の規定に基づく許可申請 4 件でございます。

地元委員のご報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。

それでは、1 番、お願いします。

#### 1 番 西富大二郎委員

1 番委員、西富です。

1 番、2 番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1 番は、個人が個人住宅へ転用する許可申請です。農地区分は、市街地区の傾向が著しい区域内の農地で、水管、下水管の 2 種が埋設されている道路の沿道の区域であって、申請地からおおむね 5 0 0 m 以内に医療機関と保育施設がある第 3 種農地と判断されます。

土地利用計画は戸建て住宅 1 棟と駐車場を整備する計画で、転用面積としては妥当なものと判断されます。工事期間は令和 7 年 3 月 2 1 日から令和 7 年 4 月 2 7 日までの予定で、許可後、速やかに着手されること確認いたしております。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの開発行為事前審査回答済みとのことです。資力、信用など転用行為の確実性が認められ、また周辺農地の営農条件に支障を生じるおそれはないものと判断されます。

2 番は、個人がアパート経営のためのアパートを建設する転用許可申請です。農地区分は、市街地区の傾向が著しい区域内の農地で、水

管、下水管の２種が埋設されている道路の沿道の区域であって、申請地からおおむね５００ｍ以内に２つの医療機関がある第３種農地と判断されます。

土地利用計画は１２世帯分の２階建てアパート３棟と駐車場２４台分を整備する計画で転用面積としては妥当なものと判断されます。工事期間は令和７年１月３１日から令和８年３月３１日までの予定で、許可後は速やかに着手されること確認いたしております。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課の開発許可本申請中とのことですので。資力、信用など転用行為の現実性が認められ、また周辺農地の営農条件に支障を生じるおそれはないものと判断されます。

以上２件、先日の地区委員会で現地調査を行い、検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 長 ただいま１番から２番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、３番。

#### １９番 上村悦美委員

１９番委員、上村です。

３番から４番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

３番は、個人が駐車場及び資材置場へ転用する申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第２種農地と判断され、代替地の検討もなされています。

土地利用計画は、３５７㎡を自家用車４台、家庭用各種道具置場等に利用する計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。事業計画、資金証明書等についても問題ないものと思われます。周辺農地の営農条件に支障を生じるおそれはないものと判断されます。雨水は自然浸透させ、オーバーフロー分は北側市道側溝へ放流する計画です。

なお、既に亡くなっている父の代から申請内容と同様の土地利用がされており、相続登記により農地であることが判明したため、今回の

申請に至ったものです。今後は、このようなことのないよう農地法をはじめとする各種法令を遵守していきますとの始末書が添付されております。

4番は、個人が貸駐車場へ転用する申請です。農地区分は、上下水道の2管埋設道路の沿線の区域で、申請地から500m以内に2つ以上の医療施設、公共施設、公益的施設がある第3種農地と判断されます。

土地利用計画は、申請地526㎡に普通車12台及び転回スペースの配置計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。資金証明のほか排水同意等も添付されており、転用の確実性も認められます。また、転用による周辺農地への日照、通風等、営農条件への支障も発生しないものと思われます。

なお、現況は周辺の新興住宅地建設の工事関係者が駐車した経緯があり、農地法の手続を失念していたことを反省するとともに、今後は、各種法令を遵守する旨の始末書が添付されております。

以上2件、先日の地区委員会におきまして、現地調査を行い検討した結果、立地基準及び一般基準を満たしており、申請は妥当なものと協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長           ただいま3番、4番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同           異議なし。

議長           異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
続きまして、第4号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請32件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。  
それでは、1番、お願いします。

1番 西富大二郎委員

1番委員、西富です。

1番から4番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、個人が所有権を取得して、個人住宅へ転用する許可申請です。農地区分は、市街地化の傾向が著しい区域にある農地で、水管、下水管の2種が埋設されている道路の沿道の区域であって、申請地から

おおむね500m以内に2つの医療機関がある第3種農地と判断されます。

土地利用計画は、2階建て個人住宅1棟とガレージ1棟を整備される計画で、転用面積としては妥当なものと判断されます。工事期間は令和7年2月1日から令和7年12月25日まで予定で、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発許可の事前審査中とのこと。資力、信用など、転用行為の確実性が認められ、また周辺農地の営農条件に支障を生じるおそれはないものと判断されます。

2番と3番は関連で、旅館業、簡易宿泊所のほか、自動車賃貸業等を営む法人が賃借権を設定してトレーラーハウスによる簡易宿泊所を整備するための許可申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い第2種農地と判断されます。土地の選定に当たっては、当該地域近隣での観光客や工事関係者の宿泊施設の需要が高く、建築物の制限や上下水道への接続可能な土地と適当な広さを確保する必要があったことから申請地を選定したとのこと。

土地利用計画は、申請地に32棟のトレーラーハウスを配置し、バス・トイレを備えた宿泊棟、受付棟、イートイン棟、コインランドリー棟、リネン棟及び駐車場30台分と転回スペースを整備する計画で、転用面積としては妥当なものと判断されます。工事期間は令和7年1月31日から令和7年7月31日までの予定で、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。開発許可については、トレーラーハウスは車検を取得し、移動可能で、上下水道への接続においても、容易に着脱可能なものであるため、建築物に当たらず、開発許可は不要であることを事業計画書並びに申請代理人及び事業担当課に確認しているところです。資力、信用など、転用行為の確実性が認められ、また周辺農地への営農条件に支障を生じるおそれはないものと判断されます。

4番は、個人が使用賃借権を設定して、個人住宅へ転用する許可申請です。農地区分は、市街地化の傾向が著しい区域内的の農地で、水管、下水管の2種が埋設されている道路の沿道の区域であって、申請地からおおむね500m以内に2つの医療機関がある第3種農地と判断されます。

土地利用計画は、木造平屋建て1棟と駐車場2台分を整備する計画で、転用面積としては妥当なものと判断されます。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発許可の事前審査申出

中とのことです。工事期間は許可日から令和7年12月31日までの  
予定で、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。  
資力、信用など、転用行為の確実性が認められ、また周辺農地の営農  
条件に支障を生じるおそれはないものと判断されます。

以上4件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立  
地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協  
議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長           ただいま1番から4番について地元委員よりご報告がございました  
が、この件について何かご意見ございませんか。

一 同           異議なし。

議 長           異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
次は、5番。

#### 12番 森山哲也委員

12番委員、森山です。

5番から9番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたし  
ます。

5番から9番は関連で、不動産売買業を営む法人が所有権移転によ  
る建築条件付売買予定地への転用許可申請です。農地区分は、10h  
a以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1  
種農地は原則不許可ですが、今回の申請は、不許可の例外規定の集落  
に接続して設置するものに該当すると判断いたしました。土地選定に  
当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地  
がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、他地目含む総事業面積3,034,40㎡、総転  
用面積2,966㎡に建築条件付売買予定地11区画の計画で、転用  
面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣  
接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要とな  
りますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの開発行為  
事前審査の回答書が添付されております。工事期間は令和9年3月1  
4日までの予定で、許可後は速やかに着手されることを確認致してお  
ります。

以上、5件、先の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一  
般基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、

今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長           ただいま5番から9番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同           異議なし。

議 長           異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、10番。

#### 11番 田中友博委員

11番委員、田中です。

10番から11番までにつきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

10番は、不動産販売業を営む法人が建築条件付売買予定地への転用許可申請です。農地区分は、農地の広がり10ha未満の農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断されます。土地選定に当たっては、周辺での代替地も検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、総事業面積1,478.19㎡、転用面積1,398㎡に建築条件付売買予定地5区画の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの開発行為事前審査の回答書が添付されております。工事期間は令和9年10月31日までを予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。

11番は、使用貸借権設定による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、市街地化の傾向の著しい区域内で、上下水道管2管の通った沿道の区域かつ500m以内に複数の医療施設と小学校がある第3種農地と判断されます。

土地利用計画は、転用面積242.78㎡に個人住宅、木造平屋建て1棟の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指

導課からの開発行為事前審査の回答書が添付されております。工事期間は令和7年9月30日までの予定です。許可後、速やかに着手されることを確認いたしております。

以上2件、さきの地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長           ただいま10番、11番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同           異議なし。

議 長           異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、12番。

#### 13番 林田智博委員

13番委員、林田です。

12番と13番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

12番は、所有権移転による個人住宅の転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は、不許可の例外規定の集落に接続して設置するものに該当すると判断いたしました。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積318㎡に個人住宅、木造平屋建て1棟の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地の被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの事前審査の回答書が添付してあります。工事期間は令和7年7月31日までを予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認しております。

13番は、所有権移転による個人住宅の転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は、不許可の例外規定の集落に接続して設置するものに該当すると判断いたしました。

土地選定に当たりましては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積 3 6 0 m<sup>2</sup>に個人住宅、軽量鉄骨造り 1 階建て 1 棟の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの事前審査の回答書が添付されております。工事期間は令和 8 年 4 月 1 日までを予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認しております。

以上、2 件、さきの地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断しました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長           ただいま 1 2 番から 1 3 番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一    同           異議なし。

議 長           異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、1 4 番。

#### 2 4 番 上田隆幸委員

2 4 番委員、上田です。

1 4 番から 2 0 番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

1 4 番と 1 5 番は関連で、不動産売買業を営む法人が所有権移転し、建築条件付売買予定地とその付帯施設への転用許可申請です。農地区分は、1 0 h a 未満の広がりのない生産性の低い農地で、第 2 種農地と判断されます。土地の選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、他地目を含む総事業面積 1, 1 8 9. 4 4 m<sup>2</sup>、総転用面積 6 0 0 m<sup>2</sup>を建築条件付売買予定地 5 区画として整備される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの事前審査の回答書の写し

が添付されております。工事期間は令和8年12月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

16番は、農業を営む個人が所有権移転し、農機具置場として使用するための転用許可申請です。譲受人は南区川口町にて農業を営んでいます。申請地のある地区でも約1haの耕作を行っており、圃場の近くに農機具置場を設けるための申請になります。農地区分は10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、農業用施設の用に供するものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断されます。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、申請地を農業用の資材置場、車止めスペース、作業スペース、トラック回転スペースとして整備される計画で、妥当な面積と判断されます。排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。工事期間は令和7年4月30日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

17番と18番は関連で、不動産売買業を営む法人が所有権移転し、建築条件付売買予定地とその付帯施設への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地の選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、他地目を含む総事業面積1,536.02㎡、総転用面積1,503.69㎡を建築条件付売買予定地6区画及び新設道路、後退道路、ごみ置場として整備される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの事前審査の回答書の写しが添付されております。工事期間は令和8年12月25日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

19番は、不動産売買業を営む法人が所有権移転し、建て売り住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地の選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、申請地に建て売り住宅1棟として整備される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画とも問題なく、

隣接農地はありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課への事前審査の申出中とのことです。工事期間は令和7年7月20日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

20番は、不動産売買業を営む法人が所有権移転し、建築条件付売買予定地とその付帯施設への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地の選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、申請地に建築条件付売買予定地18区画及び新設道路、後退道路、ごみ置場、公園、防火水槽用地として整備される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの事前審査の回答書の写しが添付されております。工事期間は令和9年12月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上7件、先日の地区委員会での現地調査を行い、検討したところ、立地基準の面、一般基準の面、ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長           ただいま14番から20番までについて地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同           異議なし。

議 長           異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
                なお、20番は総転用面積が3,000㎡を超えますので、申請どおり許可相当として農業会議へ意見を聴取することといたします。  
                次は、21番。

17番 宮本淳一委員

                17番委員、宮本です。

                21番から26番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

                21番から24番は関連で、不動産売買業を営む法人が所有権移転し、建築条件付売買予定地への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断され

ます。代替地については、周辺で農地以外の土地も含め検討されましたが、ほかに条件に合う土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、総転用面積2,054㎡に建築条件付売買予定地8区画を整備される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの事前審査の回答書の写しが添付されております。工事期間は令和9年8月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

25番は、兄弟間の使用貸借権設定による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。代替地については、周辺で農地以外の土地も含め検討されましたが、ほかに条件の合う土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、申請地に木造平屋建て1棟の計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの事前審査の回答書の写しが添付されております。工事期間は令和7年7月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

26番は、所有権移転による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断されます。代替地については周辺で農地以外の土地も含め検討されましたが、ほかに条件の合う土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、申請地に木造平屋建て1棟の計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課への事前審査の申請中とのことです。工事期間は令和7年10月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上6件、先日の地区委員会で現地確認、調査を行い、検討したところ、立地基準の面、一般基準の面、ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま 21 番から 26 番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、27 番。

### 3 番 西村清敏委員

3 番委員、西村です。

27 番から 30 番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

27 番は、使用貸借権を設定し、個人住宅に転用する申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第 2 種農地と判断されます。土地の選定にあたっては、周辺で農地以外の土地など検討されましたが、ほかに適当な土地がなく、申請地を選定されたものです。

土地利用計画は、他地目含む総事業面積 486.96㎡、総転用面積 409.09㎡に木造 2 階建住宅 1 棟を建築される計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。資金計画、排水計画等に問題はなく、周辺農地への影響もないものと思われます。開発許可が必要になりますが、事前審査の回答済みで、許可の見込みもあるものと判断いたします。工事は令和 7 年 7 月 31 日完了予定で、許可後、すみやかに着手されることを確認しております。

28 番は、家畜の飼料製造及び販売等を営む法人が、所有権を移転し、加工場へ転用する申請です。農地区分は申請地からおおむね 300m 以内に熊本西環状道路の出入口があることから、農地区分は第 3 種農地と判断されます。

土地利用計画は、申請地 4 筆、1,996.39㎡に鉄骨造り平屋建の加工場を 2 棟建築する計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。資金計画、排水計画等に問題はなく、周囲の状況、事業の内容から周辺農地への影響もないものと思われます。なお、当該申請地は、集落内開発制度指定区域外ですが、都市計画法第 34 条第 7 号に該当するため、申請地での開発許可行為が可能となります。また、開発許可が必要になりますが、事前の審査の回答済みで、許可の見込みもあるものと判断いたします。工事は令和 7 年 12 月 31 日完了予定で、

許可後、すみやかに着手されることを確認しております。

29番と30番は、国の収用事業、大津熊本道路のジャンクション建設に伴う移転となります。29番は、使用貸借権を設定し、個人住宅へ転用する申請です。農地区分は10ha以上の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は集落に接続して住宅を設置するものであることから、不許可の例外に該当するものと判断いたします。土地の選定にあたっては、農地以外の土地を含め検討されましたが、ほかに適当な土地がなかったこと、また、申請地の隣接地で父親と兄弟が農家住宅を建築することに伴い、利便性などを考慮され、選定されたものです。

土地利用計画は、申請地3筆、498.09㎡に木造平屋建住宅1棟を建築される計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。資金計画、排水計画等に問題はなく、周囲の状況から農地への影響もないものと思われます。なお、当該申請地は、集落内開発制度指定区域外ですが、都市計画法第34条第12号及び熊本市開発許可の基準等に関する条例第7条第1号別表の2-3に該当するため、申請地での開発行為が可能となります。また、開発許可が必要になりますが、事前審査の回答済みで、許可の見込みもあるものと判断いたします。工事は令和7年12月31日完了予定で、許可後、すみやかに着手されることを確認しております。

30番は、所有権を移転し、農業用倉庫へ転用する申請です。農地区分は10ha以上の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は農業用施設の用に供するために行われるものであることから、不許可の例外に該当するものと判断いたします。土地の選定にあたっては、農地以外の土地を含め検討されましたが、ほかに適当な土地がなかったことから選定されたものです。

土地利用計画は、申請地1筆、992㎡に農業用倉庫1棟を建築される計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。資金計画、排水計画等に問題はなく、周囲の状況から農地への影響もないものと思われます。工事は令和7年7月31日完了予定で、許可後、すみやかに着手されることを確認しております。

以上4件、先日の地区委員会におきまして現地調査を行い、検討した結果、立地基準、一般基準、いずれも許可基準を満たしており、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま 27 番から 30 番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、31 番。

19 番 上村悦美委員

19 番委員、上村です。

31 番から 32 番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

31 番は、土木建設業を営む個人が資材置場へ転用するために所有権移転する申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第 2 種農地と判断され、代替地の検討もなされています。

土地利用計画は、1, 132 m<sup>2</sup>に、砂利、砂などをはじめとする建設資材置場に利用する計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。事業計画、資金証明書等についても問題ないものと思われます。周辺農地の営農条件に支障を生じるおそれはないものと判断されます。雨水は自然浸透させ、オーバーフロー分は西側国道側溝へ放流する計画です。工期は、令和 7 年 8 月 31 日までを予定されており、許可後、すみやかに着手されることを確認しております。

32 番は、所有権移転し、個人住宅へ転用する申請です。農地区分は、10 ha 以上の一団の農地の区域内にある農地で第 1 種農地と判断されます。第 1 種農地は原則不許可ですが、今回の申請は集落に接続して住宅を設置するものであることから、不許可の例外に該当するものと判断いたします。土地の選定にあたっては、農地以外の土地も含め検討されましたが、ほかに適当な土地がなかったため今回の農地を選定されたものです。

土地利用計画は、申請地 466 m<sup>2</sup>に木造 2 階建住宅 1 棟を建築される計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。資金計画、給排水計画に問題はなく、周囲の状況、事業の内容から、周辺農地への影響もないものと思われます。開発許可が必要となりますが、事前審査申出書回答済で許可の見込みはあるものと判断します。工事は令和 9 年 9 月 30 日完了予定で、許可後、すみやかに着手されることを確認

しております。

以上2件、先日の地区委員会におきまして現地調査を行い検討した結果、立地基準及び一般基準を満たしており、申請は妥当なものと協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長           ただいま31番から32番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一     同           異議なし。

議長           異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
続きまして、第5号、6号、第7号議案でございます。  
この件につきましては、事務局より内容の説明をお願いします。

事務局           第5号、第6号、第7号議案は関連ですので、併せて説明します。  
まず、第5号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についてです。

一覧は、議案書21ページをご確認ください。

初めに、所有権移転です。明細は議案書22ページの1番から24ページの9番までの合計9件で、熊本県農業公社との売渡しと買入れです。面積は9件合わせて、田1万7,222㎡、畑6,926㎡の合計2万4,148㎡で、売買価格は備考欄記載のとおりとなっています。

次に、利用権設定の新規設定分です。明細は議案書24ページの10番から25ページの13番までの4件です。契約期間別では6年未満が2件、10年以上が2件となっており、面積は田のみで合計1万7,498㎡で、権利の種類は賃借権、利用内容は水稻となっています。

次に、再設定分です。こちらは議案書25ページ、14番、15番の2件で、契約期間別では6年未満が1件、10年以上が1件。面積は田のみで3,710㎡。権利の種類は賃借権及び使用貸借権、利用内容は水稻となっています。

なお、この第5号議案については、先の地区委員会で協議が行われ、全ての案件が農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律、附則第5条第1項の各要件を満たしていることが確認されています。

続きまして、第6号及び第7号議案について説明します。

まず、第6号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく

農用地利用集積等促進計画案（農地中間管理機構との所有権移転及び貸借）です。

一覧は、議案書 26 ページをご覧ください。

まず、農地中間管理機構との所有権移転で、明細は議案書 27 ページの 1 番から 4 番までの 4 件となっています。内訳は公社売渡しが 1 件、公社買入れが 3 件。面積は田 1 万 5, 737 m<sup>2</sup>、畑 1, 085 m<sup>2</sup>で合計 1 万 6, 822 m<sup>2</sup>となっており、売買価格は備考欄記載のとおりとなっています。

次に、農地中間管理機構との貸借で、明細は議案書 27 ページの 5 番から 47 ページの 94 番までの 90 件となっています。契約期間別では、6 年未満が 51 件、10 年以上が 39 件、面積は 90 件合わせて田 33 万 6, 230 m<sup>2</sup>、畑 6 万 4, 645 m<sup>2</sup>の合計 40 万 875 m<sup>2</sup>で、権利の種類は賃借権、使用貸借権。利用内容は、水稻、畑作、果樹を予定されており、このうち全てが一括方式となっております。

続いて、第 7 号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案（配分）についてです。

明細は議案書 48 ページ 1 番から 5 番までの 5 件です。なお、議案第 6 号及び議案第 7 号の各案件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条に基づき、市町村は農業委員会の意見を聞くものとなっておりますので、併せてご確認をお願いいたします。

以上、説明を終わります。

議長           ただいま事務局から内容の説明がございましたとおり、第 5 号議案につきましては、各地区委員会で詳細にわたり確認が行われており、農業経営基盤強化促進法、附則第 5 条第 1 項の各要件を満たしております。

また、第 6 号、第 7 号議案につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条に基づき、市町村は農業委員会の意見を聞くものとなっておりますので、併せてご確認をお願いいたします。

この件について何かご意見ございませんでしょうか。

一       同           異議なし。

議長           異議なしということで、提案どおり承認することに決定いたします。  
続きまして、第 8 号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願 3 件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、対象農地の耕作状況など調査結果を踏まえ、協議状況のご報告をお願いいたし

ます。

初めに、1番の報告をお願いするところですが、願出人は中・東部地区委員で議席番号1番の西富委員の親族ということですので、農業委員会法第31条第1項の規定による議事参与の制限により議事に参与することができません。西富委員は関係案件ですので、審議終了まで退席お願いいたします。

(1番 西富大二郎委員 退室)

議長        長        なお、協議状況について、中・東部委員会からの報告を受ける議席番号12番の森山委員が報告いたします。

それでは、森山委員よりご報告をお願いします。

12番 森山哲也委員

12番委員、森山です。

1番につきまして、中・東部地区委員会での協議状況を報告いたします。

1番は、相続税の納税猶予継続のための証明願です。願い出人は、対象農地2筆を願い出人世帯で引き続き農業経営を行っていることを地元委員が確認しております。

以上1件、先日の地区委員会において、証明書の交付については何ら問題ないものと協議したとのことです。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長        長        ただいま1番についてご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一        同        異議なし。

議長        長        異議なしということで、願い出どおり証明することに決定します。それでは、西富委員は入室をお願いします。

(1番 西富大二郎委員 入室)

議長        長        次は2番、ご説明願います。

12番 森山哲也委員

12番委員、森山です。

2番から3番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

2番は、租税特別措置法第70条の6第1項の相続税の納税猶予継続のために必要とする証明願です。願出人は水稻、サトイモ、ヒトモジを栽培されている農家で、対象農地について、引き続き農地として適正な管理、耕作が行われていることを地元委員が確認しております。

3番は、租税特別措置法第70条の6第1項の相続税の納税猶予継続のために必要とする証明願です。願出人はネーブルを栽培されている農家で、対象農地について、引き続き農地として適正な管理、耕作が行われていることを地元委員が確認しております。

以上2件、先日の地区委員会において、証明書の交付については何ら問題ないものと協議いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま2番、3番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。

　　続きまして、第9号議案、非農地証明願1件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、対象農地の調査結果を踏まえ、協議状況のご報告をお願いします。

　　それでは、1番、お願いします。

## 9番 東哲治委員

9番委員、東です。

1番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

申請地は、昭和10年頃、申請人の父が農業用倉庫を建築しました。父の死亡後は、申請人の甥が大工の作業場として利用してきました。また、地元住民2人からの証明により、申請地は昭和10年頃から宅地として利用されていたことが推測されます。このことから、「昭和27年10月20日（農地法施行日前日）以前から引続き非農地であった土地」と判断しました。

以上1件、先日の地区委員会で協議検討した結果、証明書の交付に

ついて何ら問題ないものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長           ただいま1番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一    同           異議なし。

議 長           異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。

                  続きまして、第10号議案、農地利用最適化推進委員の委嘱について議題とします。

                  この件につきましては、事務局より説明をお願いします。

事務局           それでは、第10号議案、農地利用最適化推進委員の委嘱につきましてご説明いたします。

                  左肩に第10号議案と書いてあるワンペーパーの議案資料をお願いいたします。

                  こちらは、欠員になっておりました画図区域の農地利用最適化推進委員の候補者を記載しております。候補者選考の経緯といたしましては、令和6年10月21日から11月20日までの約1か月間、推進委員の公募を行った結果、募集定員1名に対しまして1名の応募がございました。その後、先月、12月9日開催の農地利用最適化推進委員選考委員会において候補者として選考され、同日付で農業委員会へ選考結果の報告があったものです。

                  なお、農地利用最適化推進委員は、農業委員会等に関する法律第17条の規定によりまして、農業委員会が委嘱するということになっております。本日は、選考委員会からの報告に基づきまして、この候補者を画図区域の農地利用最適化推進委員として、令和7年1月10日、本日付で委嘱してよろしいかお諮りするものでございます。

                  説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

議 長           ただいま事務局より説明がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一    同           異議なし。

議長 異議なしということで、原案どおり承知することに決定いたします。  
続きまして、次第５の報告事項です。事務局より説明をお願いします。

事務局 では、議案書に戻っていただいて、議案書のカラーページ、報告事項の一覧をご覧ください。

１番から１０番までの合計８０件となっております。件数のみ報告します。

以上です。

議長 次に、次第６のその他です。地域計画の進捗状況について事務局より説明をお願いします。

事務局 地域計画に関する進捗状況報告です。

昨年１２月１２日、小山戸島地区、１２月１９日、守富・杉合地区、１２月２６日、中島地区で地元協議がそれぞれ開催されています。

また、今後の地元協議については、１月１５日、城山地区、１月２４日、八分字・藤富・並建の３地区、１月２７日、画図地区、同じく１月２７日に松尾・梅洞・小島の３地区地元協議がそれぞれ開催予定となっております。なお、西部、南部、天明の各地区の地元協議については、調整が整い次第順次開催する旨を西南部農業振興課から報告をいただいております。対象地区の地元委員の皆様には、担当者から別途参加依頼がありますので、協議参加へのご協力をお願いします。

最後に、地域計画策定に関する今後の予定についてです。まず１月中をめどに農業委員会から各農業振興課、農業振興室へ目標地図の提出を順次行っています。

次に、２月初旬には各農業振興課・室から地域計画の様式、目標地図を併せて農業政策課へ提出予定となっております。その後、農業政策課で内容を全地区確認の上、公告、縦覧等の公表に向けた手続きを行い、新年度、令和７年４月に地域計画公表の予定となっております。

以上、報告を終わります。

議長 ただいま事務局から説明がありましたが、この件について何かございませんか。

一同 なし。

事務局                    会長、1点、またご報告をさせていただきたいと思います。

                              お手元に農業委員会阿蘇郡市協議会からの農業委員会活動に関する要望書に対する対応についてというのを配付してあるかと思います。これは先月末、農地利用最適化推進施策等を実現するための意見書について、協力依頼を皆様方にお送りしておりますが、それと同様に、この阿蘇郡市の要望内容に対しましてご意見があれば、先日送りしました記載要領に従いまして意見を求めるということで依頼があったものでございます。

                              提出期限は同じになりますので、先日、ご依頼しました2月の地区委員会までの意見書を取りまとめの上で、ご意見がある場合にはご提出をいただきたいと思います。

                              なお、最適化推進委員の方々には事務局の者が郵送してお送りしたいと思いますので、本日、農業委員の皆様方には、まずもってご依頼をするものでございます。

                              以上でございます。

議     長                    ただいま事務局から説明がありましたが、この件について何かございませんでしょうか。

一     同                    なし。

議     長                    ないようですので、以上をもちまして、全ての案件が滞りなく終了いたしました。

                              なお、本総会において、議決された案件についてその事項、字句、その他整理を要するものについては、会議規則第18条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

一     同                    異議なし。

議     長                    異議なしと認めます。

                              よって、本総会において議決された案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

事務局                    ありがとうございました。

                              それでは、これにて閉会いたします。

閉 会 午後 1 6 時 1 8 分

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

令和 7 年 1 月 1 0 日

議 長 福 原 幸 一

署名委員 上 島 恵 二

署名委員 牧 野 正 治

書 記 坂 本 哲 也